

東京大学における相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された国際
学術交流協定に基づく授業料等の取扱いについて

令和5年9月21日
総 長 裁 定

(目的)

第1条 この裁定は、相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された外国の大学と東京大学との間の協定に基づき受け入れる者又は派遣される者に係る検定料、入学金及び授業料（以下「授業料等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(協定)

第2条 この裁定における協定とは、その具体的な実施方法等を定める附属文書等を含むものとし、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業料等の不徴収)

第3条 別表第1に掲げる協定に基づき受け入れる者については、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条の2第4項の規定により当該期間中の授業料等を徴収しない。

(授業料の免除)

第4条 別表第2に掲げる協定に基づき派遣される者については、学則第39条の2の規定により当該期間中の授業料を免除する。

(報告)

第5条 協定に基づき学生の受入れ又は派遣を行う部局長は、前2条の規定により不徴収又は免除とした実績を、毎年3月31日までに総長に報告するものとする。

(事務処理)

第6条 事務は、協定に基づき学生の受入れ又は派遣を行う部局及び本部国際研究推進課の協力を得て、本部学務課において処理する。

附 則

この裁定は、令和5年10月1日から実施する。

別表第1 受入れ（第3条関係）

名称	締結日
東京大学大学院公共政策学教育部とソウル大学校国際大学院との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2012年8月2日
東京大学大学院公共政策学教育部と北京大学国際関係学院との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2013年3月29日
東京大学大学院公共政策学教育部とオーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2017年2月21日

別表第2 派遣（第4条関係）

名称	締結日
東京大学大学院公共政策学教育部とシンガポール国立大学リー・クァンユー公共政策大学院との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2009年11月11日

東京大学大学院公共政策学教育部とコロンビア大学国際・公共政策大学院との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2011年2月4日
東京大学大学院公共政策学教育部とパリ政治学院（シアンスポ）との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2011年10月18日
東京大学大学院公共政策学教育部とハーティ・スクール・オブ・ガバナンスとの間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2012年8月13日
東京大学大学院公共政策学教育部とロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンス インスティテュート・オブ・パブリック・アフェアーズとの間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2016年8月1日
パリ・サクレ大学および東京大学大学院理学系研究科との間の博士課程ダブル・ディグリー・プログラムに関する協力協定	2020年5月28日
東京大学大学院公共政策学教育部とロンドン大学キングスカレッジ社会科学公共政策研究科戦争学専攻との間におけるダブル・ディグリー制に関する覚書	2021年7月7日
マンチェスター大学および東京大学大学院理学系研究科との間の博士課程ダブル・ディグリー・プログラムに関する協力協定	2023年4月6日